

業務の運営に関する規程

事業所名：有限会社オフィスいとう

有料職業紹介事業許可番号：24-ユ-300159

第1 求人

1 当事業所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比較して著しく不相当である場合、または公衆衛生若しくは公衆道徳上有害である場合は受理しません。

2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されるほか、郵送、電話、電子メール、その他の通信手段によっても受け付けます。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面、電子メール又は電子データ等により明示していただきます。

4 求人者からは、別に定める手数料表に基づき、職業紹介手数料を申し受けます。

第2 求職

1 当事業所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込み内容が法令に違反する場合は受理しません。

2 求職申込みは、本人が直接来所されるほか、郵送、電話、電子メール、その他の通信手段によっても受け付けます。

3 求職者には、その能力、経験、希望条件等に応じた職業紹介に努めます。

4 求職者からは、手数料は徴収いたしません。

第3 紹介

1 求職者には、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由を尊重し、その希望及び能力に応じた職業紹介に努めます。

- 2 求人者には、その希望条件に適合する求職者の紹介に努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者に対し、従事する業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面、電子メール又は電子データ等により明示します。
- 4 職業紹介に際しては、求人者及び求職者双方に対し、誠実かつ適正に対応します。
- 5 労働争議中の事業所に対する紹介については、職業安定法その他関係法令に基づき適切に対応します。

第4 個人情報の取扱い

- 1 当事業所は、職業紹介事業に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法その他関係法令に基づき適正に管理します。
- 2 個人情報は、本人の同意を得た場合又は法令に基づく場合を除き、職業紹介事業の目的以外には使用しません。

第5 苦情処理

- 1 求職者又は求人者からの苦情については、迅速かつ適切に対応します。
- 2 苦情処理の責任者は、職業紹介責任者とします。

第6 返戻金制度

紹介により就職した者が、本人の都合により短期間で退職した場合は、別に定める返戻金制度に基づき、求人者に対して手数料の一部を返戻します。

第7 その他

- 1 当事業所の業務は、職業安定法その他関係法令に基づいて運営します。
- 2 本規程に定めのない事項については、関係法令及び行政機関の指導に従います。